

宿舎規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、有限会社 良和ケイエイチ（以下「会社」という。）の就業規則題46条による、会社が保有する宿舎の管理および運用に関する必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 この規定で宿舎とは、会社が社員およびその家族を居住させるために設置し、または借り上げた住宅をいう。

(入居資格)

第3条 この宿舎に入居できる社員は一般社員とし、勤務場所から自宅が遠いと会社が判断した者とする。

(入居者の義務)

第4条 宿舎を利用する住居者は、この規定および会社の指示事項を誠実に遵守し、建物その他の施設を愛護し、健康で明朗な住みよい生活環境をつくることに家族ぐるみで協力しなければならない。

2 住居者は、地域住民に対して会社の信用を傷つけまたは名誉を汚すような行為をしてはならない。

第2章 管理

(宿舎の主管)

第5条 管理運用責任者は、この規定に基づいて入居または退去を許可するとともに、その管理・運用の責に当たるものとする。

第3章 入居

(誓約書)

第6条 入居の許可を受けたときは、入居前に「宿舎使用誓約書」を管理運用責任者へ提出しなければならない。

(入居家族)

第7条 宿舎には、社員の家族以外の人が入居することはできません。ただし、やむをえない事情があり、あらかじめ管理運用責任者の許可を得たときは、この限りではない。

(禁止事項)

第8条 居住者は、会社の承認を受けないで次の行為をしてはならない。

- (1) 建物、その他施設等の改築、改造、模様替等の行為
- (2) 建物、敷地内の造作物の設置（ただし、容易に除去できるものは除く。）
- (3) 会社の居住許可を受けた者以外との同居

(原状回復義務)

第9条 居住者は、故意または過失によって、建物その他施設等を損傷し、もしくは滅失したときはそれを原状に回復するか、またはその費用を弁償しなければならない。

(居住者の遵守義務)

第10条 居住者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物および附属施設の清潔に努めること。
- (2) 家族もしくは同居人に伝染病患者またはその疑いがある人が発生したときは、管理運用責任者へ届け出るとともに適切な対処を行なうこと。
- (3) 爆発または発火の危険があるもの、あるいは悪臭、雑音を発する物品等を搬入し、公安を害し周囲の住居者に迷惑をかけるないこと。
- (4) 火災、地震、風水害、盗難、その他の異変については、臨機に最善の処置を講ずるとともに、可及的速やかに届け出て会社の指示に従うこと。
- (5) 飼育を禁止するペット、その他自治会の申合せ事項を遵守すること。
- (6) 1ヶ月以上の長期間にわたって空家にする場合には、管理運用責任者に届出ること。

(宿舍維持の費用)

第11条 宿舍の管理・維持に必要な費用は次のとおり定め、会社が負担する。

- (1) 固定資産に関する公租公課およびこれに準ずる費用
- (2) その他会社が特に必要と認めた費用

(宿舍の使用制限等)

第12条 会社は、建物増改築、修理、移転、売却、転勤、その他宿舍管理の都合で居宅の入替または一時的な宿舍外居住を命ずることがある。

2 居住者は、全欧の命令に正当な事由なく拒むことはできない。

(宿舍使用料)

第13条 居住者は、定められた宿舍使用料を毎月納入しなければならない。

2 宿舍使用料は、労使の控除協定により毎月賃金から控除するものとする。

3 賃金を支払われない月があるときは、現金で当月末日までに納入しなければならない。

- 4 月の途中の入退去者の使用料は、日割りとする。
- 5 使用料は、住居面積等により会社が個別に定める。

第4章 退居

(退居事由)

第14条 宿舍居住者は、次の各号の一に該当するときは、定められた日までに退居しなければならない。ただし、家族の病気その他特別な事由があるときは、管理運用責任者の認定により一定の期間延長することができる。なお、定められた日までの期間及び延期した期間についても宿舍使用料は発生するものとする。

- (1) 会社を離職したとき・・・離職の日
- (2) 転居のとき・・・転居の日
- (3) 会社の都合により立退きを命ぜられたとき・・・会社が定める日
- (4) この規定に違反し退居を命ぜられたとき・・・会社が定める日
- (5) 居住者（本人）が死亡したとき
 - ①私傷病によるとき・・・1ヵ月以内
 - ②業務上の災害によるとき・・・1ヵ月以内

(退居者の義務)

第15条 居住者が宿舍を退居するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 宿舍を退居する日の事前に、所定の様式により管理運用責任者へ届け出ること。
- (2) 宿舍を退居するときは、本人、管理運用責任者及び不動産業者の立会いのうえこれを明渡しすること。
- (3) 自己費用により改変した部分については、自己負担で原状回復をすること。
- (4) 居住者は、退居に際し、名目の如何を問わず、会社に対して金銭または物品を請求することはできない。
- (5) 退去後、宿舍に残置されている物品は、会社によって処分するものとし、処分にかかる費用は、その退職した者の負担とする。
- (6) 不動産業者との取り決め事項に従い、原状回復費用を負担すること。たとえば、以下のような費用をその退職した者の負担とする。
 - ①カギ交換費用
 - ②ハウスクリーニング費用
 - ③エアコンクリーニング費用
 - ④畳の交換費用
 - ⑤壁紙の張り替え費用
 - ⑥その他不動産業者が必要と判断した原状回復費用

(その他の処理)

第16条 宿舍の管理・運用上この規定にない問題が発生したときは、会社と居住者が協議して決定する。

附則

第1条 この就業規則を改廃する場合には、社員を代表する者の意見を聴いてこれを行なうものとする。

第2条 この規定は、平成22年4月1日から施行する。